

生食発 0331 第 11 号
3 輸国第 5313 号
令和 4 年 3 月 31 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から中華人民共和国（以下「中国」という。）向けに輸出する水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 CN-S1 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

令和 4 年 1 月 1 日より、「中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第 248 号。以下「新登録管理規定」という。）が施行されたことを受け、中国向け輸出水産食品取扱施設の認定手続を変更するとともに、施設認定機関での認定手続終了後、中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウの「輸入食品海外生産企業登録管理システム」（以下「シングルウィンドウ」という。）を利用して、認定施設が登録手続を行い、さらに厚生労働省が登録内容を確認した後に、中国政府へ登録要請をすることとなりました。

については、下記のとおり改正を行いましたので、その実施について特段の御理

解、御協力方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知について特段の御配慮をお願いします。

記

1. 施設の認定手続等について

(1) 施設の認定手続について

中国政府から示された衛生要件の詳細なチェックリストの変更、中国政府への施設の登録事項の変更等を踏まえ、別添2、別紙様式1-2、別紙様式1-3（英語で記入するとともに、関係資料は英語で作成すること。）、別紙様式3、別紙様式16、別紙様式17及び別紙様式18を改正したこと。

(2) 認定施設の登録手続について

要綱6（4）に規定する中国への施設の登録の要請手続について、シングルウィンドウを通じて行うことになったことから、手続を改正したこと。

これにより、各施設は、施設認定及び変更に当たり、シングルウィンドウを使用した登録手続が必要となるため、その手続を別添3-1に規定したこと。

(3) 変更申請の範囲について

要綱6（5）アの変更申請が必要な事項を見直したこと。

2. 衛生証明書の発行手続について

令和4年1月1日以降に製造された製品については、衛生証明書（別紙様式9-1）のI.⑥及び⑦に中国政府から付与された登録番号（在华注册编号（CHINA REG.NO））を記載する必要があることから、別添3-2を見直したこと。

3. 既存の認定施設の取扱

(1) 中国側から、既存の認定施設（中国政府の認定施設リストに掲載されている施設。以下同じ。）のシングルウィンドウへの追加情報の登録を令和5年6月30日までに求められていること。現在、関係手続について、中国側に詳細を確認中であり、別途通知する予定としているが、関係資料の英訳が必要となること。

(2) 既存の認定施設が変更申請を行う場合には、あわせて、上記（1）の手続を行うこと。なお、シングルウィンドウの手続を要しない関係資料の英訳については、令和5年6月30日までに施設認定機関に提出すること。

4. その他

新登録管理規定の施行に伴い、中国政府への施設登録の有効期限が5年間

と定められたこと。既存の認定施設については、有効期限が令和7年9月10日であることから、有効期限の6か月以上前に施設登録の延長手続を実施する必要があること。なお、延長の手続については、中国側に詳細を確認中であり、追って要綱に規定する予定であること。

(参考)

本要綱に基づく認定又は登録の各手続において、提出又は添付が必要な資料はそれぞれ別表を参照すること。